

## 第6章 鉛含有塗料（LBP）

### 6.1 導入

本章では、暫定的な管理や除去によって、子供が使う施設や軍人家族の住宅における鉛含有塗料（LBP）の危険性を特定、管理又は除去するための基準を記載する。要員を鉛への曝露から保護するために、国防省訓令6055.01、国防省安全及び労働衛生（SOH）プログラム及び6055.05、労働及び環境衛生（OEH）に規定される基準を参照すること。

### 6.2 要員の資格

施設は、以下、塗料の検査、リスクアセスメント、仕様又は設計、監督及び除去を含むLBPに関わる活動に参加する全ての要員が適切な訓練を受けていることを確認しなければならない。

### 6.3 消費者製品における鉛含有塗料の使用

6.3.1 施設は、鉛を含む塗料を使用した消費者製品を使用しないことを保証しなければならない。消費者製品とは、家庭内又はその周辺、学校、娯楽等で消費者が使用するために慣習的に生産又は販売されているものを指す。具体的に禁止されている有害製品は以下のとおり。

6.3.1.1 子供が使用することを目的とした玩具及びその他の物品で、「鉛を含む塗料」と表示されているもの。  
含有塗料」と表示されているもの。

6.3.1.2 「鉛を含む塗料」と表示された家具

### 6.4 工事活動における鉛含有塗料の使用

施設は、新規建設又は改修プロジェクトに鉛を使用しないことを保証するものとする。プロジェクトのために購入・使用される全ての材料は、特に家族向け住宅や学校を含むプロジェクトにおいて評価されなければならない。

### 6.5 LBP被害回避プログラム

施設は、LBPを特定し、評価し、削減するための学際的なLBP危険管理プログラムを開発し、実施しなければならない。

6.5.1 以下の方法を用いて、児童用施設及び軍人家族用住宅におけるLBPハザードを特定し、記録を維持するものとする。

6.5.1.1 LBPリスクアセスメント・スクリーニング スクリーニングにより、床の場合は $107 \mu\text{g}/\text{m}$  [ $10 \mu\text{g}/\text{ft}$ ]以上、室内の窓枠の場合は $1,076 \mu\text{g}/\text{m}$  [ $100 \mu\text{g}/\text{ft}$ ]以上の粉塵鉛レベルが特定された場合、LBP検査を実施する。

を超える場合は、LBPのリスクアセスメントを実施する。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

6.5.1.2 LBPのリスクアセスメントを行うものとする。

6.5.1.3 火災及び安全のための定期的な施設検査。

6.5.1.4 塗装の劣化に関する居住者、施設管理者及び作業者の報告。

6.5.1.5 小児期の血中鉛スクリーニングの結果、あるいは全血中の鉛濃度が1回の検査で $20 \mu\text{g}/\text{デシリットル}$ 、あるいは少なくとも3ヶ月の間隔において行われた2回の検査で $15 \sim 19 \mu\text{g}/\text{デシリットル}$ であることが確認された子供の報告書を提出する。

6.5.1.6 LBPの再評価。

6.5.1.7 建設、塗装、保守の履歴をレビューするものとする。

6.5.2 特定されたLBPの危険性を暫定的な管理又は除去により管理する。

6.5.3 既知のLBP又はLBPの危険性の存在を、児童収容施設及び軍家族住宅の居住者に開示し、LBPの危険性の低減に関する情報を提供する。

6.5.4 改造又は改修プロジェクトを実施する前に、軍人家族用住宅の居住者にこれらの活動に関連する危険性を知らせ、LBPの危険性から家族を保護するための情報を提供する。

6.5.5 LBPが存在することが知られている、又は想定されている領域を攪乱する全ての保守、修理、及び改築活動において、居住者及び労働者の保護措置が取られることを保証する。

## 6.6 鉛で汚染された廃棄物の処分

施設は、有害廃棄物の定義に合致する鉛汚染廃棄物を、JEGS第16章に従って処分しなければならない。